港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金「再支給」 要件チェックシート

初回の生活困窮者自立支援金支給決定後、指定したいずれの月も以下すべての求職活動要件を満たしている世帯については、一度限り再支給の申請を受け付けます。
初回の活動状況は、別添「生活困窮者自立支援金（初回）支給期間における求職活動について」に記載し、提出してください。

- **月１回（※月２回）以上、公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談等を受ける。**
- **原則月１回（※週１回）以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。**

※令和４年４月２５日以前に、初回支給分にかかる求職活動期間が該当する場合

① 生活困窮者自立支援金（初回）の受給期間が令和４年１２月までに終了しますか

□はい　　□いいえ → 受給できません。

② あなたは世帯主（主たる生計維持者）ですか

□はい　　□いいえ（世帯主氏名：　　）

※世帯主（主たる生計維持者）が申請してください

③ あなたを含み、何人の世帯ですか

	収入上限額	資産上限額		収入上限額	資産上限額
□単身世帯	153,800円	504,000円	□５人世帯	346,000円	1,000,000円
□２人世帯	205,000円	780,000円	□６人世帯	388,000円	1,000,000円
□３人世帯	253,000円	1,000,000円	□７人世帯	431,000円	1,000,000円
□４人世帯	300,000円	1,000,000円			

収入上限額・資産上限額をチェックして次へ！

④ あなたの世帯では、現在ひと月にどれだけ収入がありますか（確認できる最新の収入月額）

□給料(総支給額)	⇒	給与明細書	円／月
□事業収入(自営業の方)	⇒	売上･経費がわかる帳簿等	円／月
□児童手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	円／月
□児童扶養手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	円／月
□その他の手当	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	円／月
□各種年金	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	円／月
□仕送り、養育費等	⇒	通帳記帳欄、額のわかる書面等	円／月
□家族の収入	⇒	上記に準ずる	円／月

合計　　円／月

要チェック
③でチェックした収入上限額以下ですか？

はい

超えている場合は、受給できません。

⑤ あなたの世帯では、現在どれだけ預貯金（定期預金含む）がありますか

□世帯主名義の通帳１	円	□ご家族名義の通帳１	円
□世帯主名義の通帳２	円	□ご家族名義の通帳２	円
□世帯主名義の通帳３	円	□ご家族名義の通帳３	円
□世帯主名義の通帳４	円	□ご家族名義の通帳４	円
□世帯主名義の通帳５	円	□ご家族名義の通帳５	円

合計　　円

要チェック
③でチェックした資産上限額以下ですか？

はい

超えている場合は、受給できません。

港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を再受給できる可能性があります。

裏面の必要書類を揃えて、港区生活福祉調整課へ郵送してください。

! 他の審査項目があります

! 決定後、一定の求職活動等が必要です

※港区外に転出した方は、転出先の自治体に申請してください。